

作成日 2022/07/13

改訂日 2023/01/17

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローン オイルクリーナーSP
製品コード	900005-2
整理番号	HNT0033971-2
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料

## 2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	金属腐食性化学品 区分1
物理化学的危険性	皮膚腐食性/刺激性 区分1
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分2 (呼吸器) 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分3 (麻酔作用) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (肝臓 呼吸器)
	上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない (分類対象外) か分類できない。

### GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
H290 金属腐食のおそれ  
H336 眠気又はめまいのおそれ  
H371 呼吸器の障害のおそれ  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、呼吸器の障害

注意書き  
安全対策

他の容器に移し替えないこと。(P234)  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)  
ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

応急措置

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
(P301+P330+P331)  
皮膚又は髪に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)  
直ちに医師に連絡すること。(P310)  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)  
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
- 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
- 特別な処置が必要である。(P321)
- 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)
- 保管** 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄** 耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。(P406)
- 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
水酸化ナトリウム	1.0～10%	—	有り	既存	1310-73-2
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	20～30%	—	有り	既存	112-34-5
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	10～15%	—	有り	—	69669-44-9

### 4. 応急措置

- 吸入した場合** 直ちに医師に連絡すること。  
特別な処置が必要である。  
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合** 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- 眼に入った場合** 直ちに医師に連絡すること。  
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合** 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
意識のない被災者には何も飲物を与えてはならない。  
直ちに医師に連絡すること。
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項** 救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤** 周辺火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。  
この製品自体は、燃焼しない。  
初期火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。
- 使ってはならない消火剤** 情報なし
- 火災時の特有の危険有害性** 燃焼または高温により有毒な窒素酸化物、硫黄酸化物が発生するおそれがある。
- 特有の消火方法** 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
移動不可能の場合は、容器及び周辺に散水して冷却し、容器の破損を防ぐ。  
容器内に水を入れてはいけない。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置** 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。  
燃焼の際に有毒なガスを発生するおそれがある。

作業は必ず風上から行い、必要に応じて自給式呼吸保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

<p><b>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</b></p>	<p>関係者以外は近づけない。 回収が終わるまで十分な換気を行う。 換気不十分な場所で漏洩を処理するときは自給式呼吸保護具を着用する。</p>
<p><b>環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び 機材</b></p>	<p>漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。 少量の場合、吸着材（おがくず・土・砂・ウエス等）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等で拭き取る。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 水に溶解し希薄溶液とした後、酸（希塩酸、希硫酸等）で中和する。</p>
<p><b>二次災害の防止策</b></p>	<p>物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。 漏出物を回収する。</p>

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

<p><b>技術的対策</b></p>	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p>
<p><b>安全取扱注意事項</b></p>	<p>換気の良い場所で取り扱うこと。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>
<p><b>接触回避 衛生対策</b></p>	<p>アルカリ性なので、酸性の製品との接触を避ける。 眼、皮膚、衣類につけないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 取扱い後はよく手を洗うこと。</p>

### 保管

<p><b>安全な保管条件</b></p>	<p>容器は直射日光や火気を避けること。 国又は都道府県の規則に従って保管すること。 施錠して保管すること。 換気の良い場所で保管すること。 金属腐食のおそれがある。金属容器に保管してはならない。 耐腐食性、耐腐食性内張りのあるもの、又は適切な材料の容器で保管すること。</p>
<p><b>安全な容器包装材料</b></p>	<p>他の容器に移し替えないこと。</p>

## 8. ばく露防止及び保護措置

<p><b>設備対策</b></p>	<p>適切な換気のある場所で取扱う。 洗眼設備を設ける。 手洗い/洗顔設備を設ける。</p>
<p><b>保護具</b></p>	
<p><b>呼吸用保護具 手の保護具</b></p>	<p>必要に応じてフィルターマスク等 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。 飛沫がとぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣（耐酸スーツ等）を着用する。 耐アルカリ性保護手袋を着用する。</p>
<p><b>眼、顔面の保護具</b></p>	<p>化学飛沫用のゴーグル及び規格にあった顔面保護具を着用すること。 安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起りうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。 顔面用の保護具を着用すること。 保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>
<p><b>皮膚及び身体の保護具</b></p>	<p>しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）及びブーツが必要である。 保護衣／保護面を着用すること。</p>

一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。  
保護服、保護長靴、保護前掛け等を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	淡黄色
臭い	データなし
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし
引火点	引火せず
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	11.9(1%w/w)水溶液
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.04 (20℃)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	金属の種類によっては、接触により水素ガスが発生し、空気と混合して爆発性の気体を生じる可能性がある。
化学的安定性	通常の保管条件／取扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	自己反応性、爆発性なし
避けるべき条件	火気、熱、摩擦、衝撃、直射日光
混触危険物質	高濃度の酸、酸化剤、熱水 銅、アルミ、スズ、亜鉛等の金属、及びこれらの合金
危険有害な分解生成物	硫黄酸化物、窒素酸化物

## 11. 有害性情報

急性毒性	データなし
皮膚腐食性／刺激性	加成方式が適用できる成分からの判定： 5%>皮膚区分1>=1%であるため、皮膚区分2に分類した。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	加成方式が適用できる成分からの判定： 3%>皮膚区分1+眼区分1>=1%であるため、眼区分2に分類した。
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	10%>区分1>=1%であるため、区分2に分類した。 区分3（麻酔作用）に分類される成分を合計で20%以上含むため、区分3（麻酔作用）に分類した。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1>=10%であるため、区分1（呼吸器、肝臓）に分類した。
誤えん有害性	データなし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性)	水生生物に有害
水生環境有害性 長期 (慢性)	データなし
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	モニトリオール議定書の付属書に列記された物質を含まない。

### 1 3. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
水に溶解し希薄溶液とした後、酸（希塩酸、希硫酸等）で中和する。  
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

#### 汚染容器及び包装

### 1 4. 輸送上の注意

#### 国際規制

海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	3066
Proper Shipping Name	PAINT
Class	8
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Liquid Substance	Not applicable
Transported in Bulk	
According to MARPOL	
73/78, Annex II, the IBC	
Code	
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	3066
Proper Shipping Name	PAINT
Class	8
Packing Group	II

#### 国内規制

	取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。
陸上輸送	消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。
海上輸送	船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送	航空法に定めるところに従う。
陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	3066
品名	塗料
国連分類	8
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。

国連番号	3066
品名	塗料
国連分類	8
等級	II
緊急時応急措置指針番号	153

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） ・ジエチレングリコールモノブチルエーテル（法令指定番号：224の3）（25%） ・水酸化ナトリウム（法令指定番号：319）（5%） 腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）（令和5年3月31日まで）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（法令指定番号：30）（11%）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）（令和5年4月1日以降）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） ・ジエチレングリコールモノブチルエーテル（管理番号：627）（25%） ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（管理番号：30）（11%）
化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
海洋汚染防止法	個品運送P（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示） 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	腐食性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・腐食性物質（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号）
水道法	有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

## 16. その他の情報

本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により訂正されることがあります。全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。

記載事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。

連絡先 東日本塗料株式会社

参考文献 溶剤便覧

製品評価技術基盤機構(NITE)

メーカーSDS

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」

その他

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル改訂版」

日本ケミカルデータベース製物質データベース

[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意して下さい。

この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の手取扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。